

著作権法で非保護の表現物でも「不法行為」に：バンドスコア最高裁判決の要点

判決の骨子と不法行為の認定理由

著作権で非保護の表現物でも『民法上の不法行為』が成立

著作権侵害ではなく「自由競争の範囲を逸脱した営業妨害」として約1億6900万円の賠償が確定。

約6年半・579曲に及ぶ大量模倣とフリーライドを認定

 **¥1.69億円**

多大な採譜コストを免れ、原告の売上を大きく減少させた悪質性が重視された。



「特段の事情」の例外枠組みを具体化

従来の原則(自由利用)を維持しつつ、公正な競争秩序を害する例外要件を明示した。

実務・ビジネスへの影響と対策

個人の「耳コピ」や演奏動画投稿への直接影響は軽微

本判決が問題視したのは他社スコアの長期・大量・競合的な組織的模倣行為。



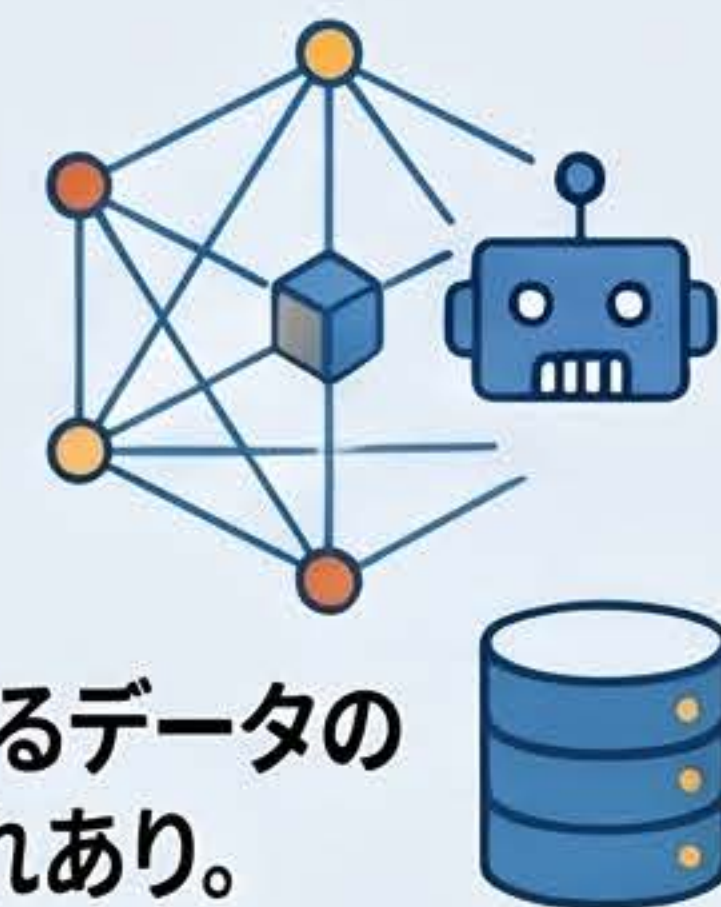
楽譜・コード共有サイトは「独立した採譜工程」の証明が不可欠

他社市販譜の参照・転記リスクが顕在化し、作業記録等の防御策が重要に。



データベースやスクレイピングなど「労力の成果」利用へ波及可能性

創作性がなくとも投資・労力を要するデータの競合サービス転用で援用される恐れあり。



一審から最高裁に至る司法判断の推移

第一審(東京地裁)

第一審(東京地裁)

独自表記の完全一致がなく、類似だけでは模倣と認められない

控訴審(東京高裁)

控訴審(東京高裁)

採譜労力へのフリーライドであり営業妨害(「特段の事情」肯定)

上告審(最高裁)

上告審(最高裁)

自由競争の範囲を逸脱して営業利益を侵害したと認定